

蔵王ジオパークロゴマーク使用取扱要領

（趣旨）

第1条 この要領は、蔵王ジオパークロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

（図柄）

第2条 ロゴマークの図柄、色指定及び文言は、別図のとおりとする。

（使用対象者）

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、要領に定めた手続きを行うすべての者がロゴマークを使用することができる。

（1）ジオパークの理念に反し、または反するおそれがある場合。

（2）自己の商標もしくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用
するおそれがある場合。

（3）法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合。

（4）特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合。

（5）その他、会長がロゴマークの使用について、著しく不適當と認めた場合。

（使用料）

第4条 ロゴマークの使用については、無償とする。

(使用許可の申請)

第5条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ「蔵王ジオパークロゴマーク使用許可申請書(様式第1号)」に必要な書類を添付して会長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りではない。

(1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用する時。

(2) 新聞、テレビ、雑誌等の報道機関が報道の目的で使用する時。

(3) 著作権法で認められている私的使用の範囲において利用するとき。

(4) 日本ジオパークネットワークに所属する正会員、準会員及び蔵王ジオパーク推進協議会(以下、「協議会」という。)会員(団体)が営利目的以外で使用する時。

(5) 協議会が依頼するとき。

(6) その他会長が適当と認める時。

2 会長は、申請を許可する場合は、申請者に対し、「蔵王ジオパークロゴマーク使用決定許可書(様式第2号)」により申請者に通知するものとする。

3 会長は、許可することが適当でないと認めるときは、その事由を付して「蔵王ジオパークロゴマーク使用不許可決定通知書(様式第3号)」により申請者に通知するものとする。

(使用期間)

第6条 ロゴマークの使用期間は、使用を許可した日から起算して1年間とする。

2 使用期間満了後において、ロゴマークを引き続き使用する場合は、改めて前条第1項に規定する使用の許可を受けなければならない。ただし、期間満了日の1か月前までに協議会、使用者いずれからも異議の申出がないときは、更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

(完成品の提出)

第7条 第5条の規定によりロゴマークの使用の許可を受けた者（以下、「使用許可を受けた者」という。）は、使用の許可に係る物件等の完成品を速やかに提出しなければならない。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第8条 使用許可を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた色、形等を正しく使用すること。

(2) デザインの改変等の応用使用はしないこと。ただし、会長が認めた場合はこの限りではない。

2 使用許可を受けた者は、前項の事項に加え、許可された内容のみに使用すること。

(許可内容の変更)

第9条 使用許可を受けた者が許可された内容を変更しようとするときは、蔵王ジオパークロゴマーク使用変更許可申請書(様式第4号)を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を許可する場合は、申請者に、蔵王ジオパークロゴマーク使用許可決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

3 前項に規定する変更許可書の交付を受けた者は、変更の許可を受けた後についても、前条に規定する事項を遵守しなければならない。

(違反等に対する取り扱い)

第10条 会長は、使用許可を受けた者が、第8条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマーク等の使用について、申請時にさかのぼって許可を取り消すことができる。使用許可を受けた者は、許可の取り消し処分に直ちに従い、使用許可を受けた者に損害が生じても、会長はその責めを負わない。

(事故、苦情等の処理)

第11条 ロゴマークの使用した製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用許可を受けた者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第 1 1 条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 2 7 日から施行する。